

平成二十七年法務省令第三号

入国審査官及び入国警備官の証票の様式に
関する省令

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政
令第三百十九号）第六十一条の五第三項の規定
に基づき、入国審査官及び入国警備官の証票の
様式に関する省令（昭和五十六年法務省令第六
十三号）の全部を次のように改正する。

第一条 入国審査官及び入国警備官がその職務を
執行する場合に携帯する証票は、本体、身分証
及び記章をもって一組とする。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年七月一日から
施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に交付されたこの省令
による改正前の入国審査官及び入国警備官の証
票の様式に関する省令の様式による証票は、当
分の間、この省令による改正後の入国審査官及
び入国警備官の証票の様式に関する省令の様式
により交付された証票とみなす。

附則

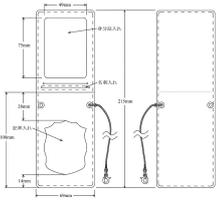
（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から
施行する。

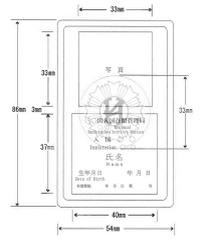
（第七条の規定による入国審査官及び入国警備
官の証票の様式に関する省令の一部改正に伴う
経過措置）

第十一条 この省令の施行前に交付されたこの省
令による改正前の入国審査官及び入国警備官の
証票の様式に関する省令の様式による証票は、
当分の間、この省令による改正後の入国審査官
及び入国警備官の証票の様式に関する省令の様
式により交付された証票とみなす。

別図



身分証



記章



備考 1 本体は、黒色革製二つ折りとし、黒色の
ひもを付ける。

2 身分証入れは、無色透明のプラスチック
製とし、身分証に表示された事項を外側か
ら確認できるものとする。

3 身分証は、プラスチック製とし、脱帽上
半身正面の写真を印刷し、又は貼り付け、
ホログラムにより旭日の中にもI及びAを組
み合わせたマークの紋章を表示する。

4 「〇〇出入国在留管理局 〇〇Regional
Immigration Bureau」の部分には、
所属の入国者収容所名又は地方出入国在留
管理局名を表示するものとする。

5 「入国〇〇 Immigration
〇〇」の部分には、入国審査官にあつては入
国審査官 Immigration In
spector、入国警備官にあつては入
国警備官 Immigration Co
ntrol Officerを表示する。

6 記章は、金属製とし、「IMMIGRAT
ION」、「JAPANESE MINISTRY
OF JUSTICE IMMIGRA
TION SERVICES AGENCY」の文字を黒
色、その他の部分を金色、銀色又は濃紺色
で表示する。

ION SERVICES AGENCY」の文字を黒
色、その他の部分を金色、銀色又は濃紺色
で表示する。